

美祢市監査告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 11 月 14 日付けで提出された住民監査請求について監査を実施したので、同条第 5 項の規定により、その結果を公表します。

令和 5 年 1 月 13 日

美祢市監査委員 重村 暢之

美祢市監査委員 荒山 光広

住民監査請求に係る監査結果

第 1 監査の請求

1 請求人

住所 略

氏名 略

2 請求書の提出年月日

令和 4 年 11 月 14 日

3 請求の内容

(1) 請求人から提出された請求書の内容（原文「請求の要旨」のまま）

令和 4 年 10 月 17 日、令和 4 年 10 月 13 日開催の市議会予算決算委員会的美祢市有線テレビの放送を視聴していると、市民福祉部長が保育料を令和 4 年 3 月 31 日付けで 139 件、2,068,870 円（滞納繰越額全額）消滅時効により不納欠損処理したと答弁した。その金額の大きさに驚き、早速、公文書開示請求すると次のような事実が判明した。

滞納者は 5 名で滞納金額は、113,800～641,560 円、対象年度は、平成 18 年度～平成 27 年度、2 名は市外へ転出し 3 名は市税の滞納もあった。

しかし、滞納整理記録、督促状の発送日及び消滅時効の完成日が不明だったため、さらに、公文書開示請求すると、令和 4 年 11 月 7 日付けで滞納整理を記録した文書について、公文書不存在決定通知書が市から送付された。

公文書不存在決定通知書には、滞納整理簿として管理しているものがないため公文書を保有していないということであった。

保育料債権を適正に管理・徴収していくためには、その記録の整備が必須であり、債権管理台帳を作成し、保育料債権について正確な記録をしていくことは、法的措置を行う際の証拠としても必要である。このことから、督促状の発送日は、記録されているのか、消滅時効完成日と不納欠損処理日は、

適正だったのか、納付誓約書・分割払計画書を徴する時効管理は、徹底されていたのか、強制執行の手続きに着手するか、滞納処分の執行停止をするかの判断材料となる財産調査を行ったのか甚だ疑問であり、これをもって保育料債権の徴収を怠っていたと判断したものである。

なお、本件保育料債権は、時効の援用を要せず消滅時効の期間が終了した時点で債権が消滅し、本件保育料債権の徴収を怠った事実も消滅時効の期間の経過とともに終了する。よって、消滅時効の期間の経過した日を基準として地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 2 項の規定にある請求の 1 年の期間制限が適用され、この基準となる日は、令和 2 年 12 月 1 日以前であり、本住民監査請求は、当該行為のあった日から 1 年を経過している。

しかしながら、次の理由により法第 242 条第 2 項ただし書の「正当な理由があるとき」に該当する。

法第 242 条第 2 項ただし書では、「ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されているところ、このただし書については、平成 14 年 9 月 12 日最高裁判所判決で「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて当該行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」とされている。

しかるに、各年度の一般会計等決算審査意見及び基金運用状況審査意見を記載した各書面には、保育料の収入未済額は記載されているが、その中に時効消滅したものがあるか否か不明であり、保育料債権 2,068,870 円の時効完成の事実を知ることができたのは、前述のとおり市議会予算決算委員会の美祢市有線テレビの放送を視聴した日の令和 4 年 10 月 17 日であり、また、「相当な期間内」の判断については、行為の存在や内容を知ることができたときからおおむね 2 か月を超えてなされた住民監査請求には正当な理由がないとする判例（平成 14 年 10 月 15 日最高裁判所判決）がある。したがって、本住民監査請求は、「正当な理由」がある。

保育料債権の徴収に携わった市職員は、保育料債権の徴収を怠ったため消滅時効の期間が終了し、美祢市が被った損害を賠償する責任がある。

よって、監査委員は、美祢市長に対し、次のとおり勧告するようを求める。

記

保育料債権の徴収を怠る事実により美祢市に損害を与えた保育料債権の徴収に携わった市職員に対し、消滅時効の期間の経過した保育料債権と同額を美祢市に弁償させること。

(2) 請求人から提出された事実証明書（事実証明書の内容は省略）

- ア 起案文書「保育料の消滅時効による不納欠損処理について」の一部の写し
- イ 令和4年11月7日付け美子第371号公文書不存在決定通知書の写し

第2 請求の受理

本件監査請求は、令和4年11月15日に收受し、同月17日に要件審査を行った結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、同日をもって受理した。

第3 監査の実施

1 請求人からの証拠の提出及び陳述

請求人に対し、自治法第242条第7項の規定に基づき、令和4年11月30日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人が出席し、請求の要旨の補足説明があり、次のとおり新たな証拠の提出がされた。また、同年12月15日に追加の証拠が提出された（事実証明書の内容は省略）。

- (1) 令和4年3月31日不納欠損対象者対応状況及び不納欠損一覧一部の写し
- (2) 下水道受益者負担金・分担金の消滅時効による損害を滞納者との交渉記録がないこと等を理由に下水道職員の損害賠償責任を認めた事例
(与謝野町監査結果一部抜粋)
- (3) 令和4年11月25日付け美子第384号公文書不存在決定通知書の写し
- (4) 令和3年度美祢市債権管理対策協議会会議録の一部及び令和3年度地域福祉課の徴収方針等についての写し（令和4年12月15日追加）
- (5) 令和4年度美祢市債権管理対策協議会会議録の一部の写し
(令和4年12月15日追加)

2 請求人の主張

陳述の際、請求人が本件請求について補充した要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 時効管理について

保育料は、公債権で、強制徴収公債権であるため、消滅時効は5年で時効の援用は不要で、5年を経過したら徴収できなくなる。市民福祉部長は、令和4年10月13日開催の市議会予算決算委員会で次のように答弁している。

「令和3年度の美祢市債権管理対策協議会で保育料について、平成27年度以前の債権が収納未済となっているもので、適切な時効管理に努めるとともに、消滅時効が経過した債権については、不納欠損処理すると説明申し上げ、年度末に不納欠損処理した。」と答弁されていた。このように「適切な時効管理に努める」と答弁しているから、督促状を送付して何もしなければ、送付した日から起算して10日を経過した日から5年で消滅時効を向かえるので、滞納者が自署押印した保育料納付誓約書を提出させることで時効中断事由であ

る「債務の承認」をするもので、時効の中断を行っているはずである。

ア 139 件すべてについて、滞納処分的前提となる督促は行われたのか。自治法第 231 条の 3 第 1 項の規定により保育料を納期限までに納付しない者があるとき、督促しなければならず、裁量の余地はない。仮に、督促状不送付の場合、適切な時期に督促を行わずに、したがって滞納処分が行えずに保育料債権を時効消滅させたことは、このように同法が行うことを義務付けている行為を行わなかったという意味において、財務会計行為の怠る事実の違法性を根拠付ける一つの要素である。そして、督促のみによって保育料を納付する者がまったくいないわけではなく、その分は督促を行わなかったことによる損害といえる。

イ 督促状及び催告書の発送履歴、折衝記録は、保存されているか。

ウ 滞納者 5 人から保育料納付誓約書分割払計画書が、提出されているか。

エ 保育料納付誓約書分割払計画書が未提出のまま期毎に一部入金される
と債務が 1 本化されず納期月別に時効が到来するが、時効完成日は正確か。

オ 美祢市債権管理マニュアル 5 ページに「時効が迫っている場合、債務承認等により時効の延長を図る。」とされているが、時効の延長を図っているのか。

(2) 不納欠損処理と時効管理について

今回不納欠損処理した保育料債権は、公債権であるから時効の援用は不要で債権が消滅する。したがって、時効が完成したその都度漏れなくかつ速やかに不納欠損処理すべきである。

(3) 滞納整理の記録について

公文書不存決定通知書のとおり滞納整理簿として管理しているものがないとしている。

市の債権（保育料）は、平成 30 年 4 月 1 日施行の美祢市債権管理条例（平成 29 年美祢市条例第 31 号）（以下「債権管理条例」という。）第 5 条の規定により、台帳を整備するものとなっており、しなければならないより弱い一定の義務付けとしている。

ア 債権管理条例は平成 30 年 4 月 1 日施行のため、施行前に発生した債権で
施行の際現に市の債権（保育料）は、台帳を整備する必要はないのか。

イ 少なくとも平成 30 年 4 月 1 日以降時効完成日までの令和 2 年 12 月 1 日
まで滞納整理の記録は残すべきではないか。

ウ 滞納整理簿がないのに「令和 4 年 3 月 31 日不納欠損対象者対応状況」の
経過等の欄は、いったい何を見て記載したのか。

エ 滞納整理簿としては管理していないが、滞納者 5 人の滞納整理を記録し
たものを見つけて頂きたい。（電磁的記録媒体を含む）

(4) 滞納処分の是非について

139 件、2,068,870 円の保育料債権について、恐らく滞納処分を実施してい

ないと思われる。滞納処分をするには、予算と人員が必要であるが滞納処分を実施していない場合は、

ア 市は、費用対効果（回収額以上に費用がかかる。）を考え滞納処分を実施しないと考えているのか。それは正しいのか。正しくなければ、なぜ滞納処分を実施しないのか。

イ 滞納処分を行う費用が、滞納処分による回収額を上回る場合、徴収を怠らなかった方が市に損失が生じてしまうことになるといった判例もある。これを踏まえて滞納処分を行う費用が今回の保育料債権 2,068,870 円を超えるので市に損失は生じないと判断するのか。

(5) 139 件、2,068,870 円の保育料債権に対する滞納整理に関する事務処理について

滞納者 5 人一人一人の滞納整理の事務処理を詳細に精査した後、果たして次のことが言えるのか。

督促状の送付若しくは文書、電話又は訪問による催告等の徴収に向けた措置が取られ、徴収のために実施される措置として合理的と認められる程度の措置が講じられていた。このように当該保育料債権徴収に向けられた相応の努力が払われたが、5 人の滞納者については、限りある人員及び予算の中で適正かつ効率的に事務処理された結果として、2,068,870 円消滅時効となった。法令及び条例等に基づく事務処理が適法かつ適切に行われていたかどうか、少なくとも次の 3 点を着眼点として、調査し、事実を監査結果の中で明らかにしていただきたい。

ア 消滅時効にかかる時効の起算点に誤りはないか。

イ 平成 28 年度から令和 2 年度までに時効完成により既に消滅した保育料債権を令和 3 年度決算まで不納欠損しなかった事務処理は、適切か。

ウ 消滅時効に至るまでに限られた予算及び人員の中で適正かつ効率的に徴収努力をつくしたといえるのか。また、その記録は保存されているか。

3 監査対象事項

本件監査請求の内容を踏まえ、監査対象事項を次のとおりとした。

(1) 保育料の不納欠損処理に係る対象者、対象年度における滞納整理事務に怠った事実があるか否か。

(2) (1)により市に損害を与えたか否か。

4 監査対象部局

市民福祉部子育て支援課（以下「子育て支援課」という。）

5 監査対象部局の調査

自治法第242条第5項の規定により、監査対象部局である子育て支援課に対し、関係書類の提出を求め、監査を実施するとともに、令和4年12月12日に、監査委員事務局において、関係職員から事情を聴取した。

6 監査対象部局の主張

子育て支援課の主張の趣旨は、次のとおりである。

今回の5人の滞納保育料は、平成18年度から平成27年度までに発生したものである。

保育料の支払い方法として、美祢地域、秋芳地域においては、保護者又は扶養義務者（以下「保護者等」という。）が現金を保育園に持参し園長が取りまとめを行い、最寄りの金融機関に納付している。また美東地域は、保護者等の口座振替若しくは納付書にて金融機関等に納付している。

次に保育料滞納が発生した場合の事務処理として、納期限を経過した保育料については、督促状を送付し納付を促すことが必要であるが、美祢・秋芳地域において、保育業務により保育料を金融機関に持参することが若干遅れるため、保育料を支払った保護者等へ督促状を送付するとトラブルの要因となり、保育園と保護者等との信頼関係に支障が生じるため、美東地域も含め督促状の送付はしていなかった。

しかし、担当職員は、誓約書及び訪問や電話等により催告を行い、一部納付による承認、時効の中断を実施していた。また、総務企画部税務課収納推進室（以下「収納推進室」という。）と連携し、滞納分の保育料を徴収することにより完納に至った滞納者もいた。しかしながら、督促状を送付していないため、財産調査及び滞納処分が不可能であり、滞納者に粘り強く催告を行い分割納付の対応をしていたが、転出により連絡が取れなくなったことや市税等の滞納により多重債務になった等により納付に至らなくなった。

保育料については、住民情報システム収納管理システム（以下「システム」という。）において個人、年度毎に管理しており、保育料の滞納においてもシステムにより納付者情報、収納状況等を管理していた。システムで誓約日及び一部納付日を入力すると自動的に時効起算日及び義務消滅日が表示され債権管理が可能になっていた。

5人の滞納保育料を令和3年度末に一括で不納欠損処理を行ったが、本来であれば時効消滅した年度末に不納欠損処理を行うことが望ましいと考える。一番古い債権は平成18年度であり時効消滅してから時間を経過しているため、この度併せて不納欠損処理を行ったものである。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等の調査、監査対象部局からの事情聴取の結果、確認した事実は次のとおりである。

(1) 保育料について

保育所は保護者等が就労、病気その他の理由により家庭において乳幼児を保育できない場合に、保護者等から委託を受けて乳幼児を保育することを目的とする施設である。

保育を行ったときは、関係条例・規則により保護者等から保育所の使用料として保育料を徴収するものとなっている。また、保育料については公債権であり、更に強制徴収公債権に区分されているものである。

(2) 保育料徴収の事務処理について

ア 組織体制及び徴収について

保育料の徴収事務の流れは、美祢・秋芳地域では、会計員である園長が保護者等から保育料を預かり金融機関へ納付しており、美東地域では、保護者等の口座振替及び納付書により金融機関等へ納付していた。保育料徴収事務に携わる職員は1名で、担当職員がシステムにより収納状況の管理をしていた。また、滞納分の保育料について収納推進室との連携により徴収されている実績もあった。

イ 督促について

保育料滞納に伴う督促の対応については、美祢・秋芳地域において、保育業務により保育料を金融機関に持参することが若干遅れるため、保育料を支払った保護者等へ督促状を送付するとトラブルの要因となり、保育園と保護者等との信頼関係に支障が生じるため、美東地域も含め督促状の送付はしていなかった。

ウ 催告について

保育料の催告については、担当職員は、納付誓約書及び訪問や電話等により一部納付による承認を行い、時効の中断を実施していた。また、滞納分の保育料を徴収することにより完納に至った滞納者、収納推進室と連携し、納付に至った滞納者も一部いた。

ここで、問題となっている滞納者5件について、システム及び折衝記録等により、確認を行っていきたい。

まずは、大田保育園の件であるが、対象年度は、平成18年度から平成22年度までの不納欠損額641,560円である。過年度保育料納付書を送付し納付を促していたが、未納のため、収納推進室と連携し催告を行ったことにより平成26年10月30日に滞納額の一部納付があり時効の中断をさせている。その後も、滞納が続いたため、平成27年2月27日に子育て支援課職員及び収納推進室職員による訪問を行い、再度毎月2,000円以上納入することを確認

し、誓約が履行されない場合には、収納推進室の協力を得ることを滞納者へ伝え、更に納付誓約を行い時効の中断をさせている。平成27年3月に市外に転出後、転出先へ郵便振替を送付し納入を促しており、平成27年度に滞納額の一部納付を確認している。その後、納入が確認できなかった。平成27年8月に、電話による催告をし、同年10月に電話及び郵送で納入を促すものの反応がなかった。平成28年8月、10月、平成29年1月に電話による催告をする。平成29年6月に電話で催告すると、滞納者から納める旨の回答を得たが、納入の確認ができなかった。平成29年6月、11月、平成30年7月に未納保育料送付書を送付したものの納入確認ができず消滅時効になったものである。

次に綾木保育園の件は、対象年度は平成24年度から平成27年度までの不納欠損額489,650円である。平成26年1月15日に毎月末に5,000円を納付する誓約により時効を中断させている。平成26年度滞納額の一部納付を確認。平成27年10月に収納推進室から滞納者の子供が入院することとなったため、落ち着くまで納入ができない旨連絡を受ける。平成29年6月13日に担当職員が訪問し、真長田保育園綾木分園にて直接納入を依頼するが、すでに他の税で月毎徴収されているので、そこから保育料に回すように言われた。平成29年11月、平成30年7月に未納保育料納付書を送付するものの納入確認ができず消滅時効になったものである。

次に秋吉保育園の件は、対象年度は平成23年度から平成24年度までの不納欠損額368,200円である。平成24年11月6日に毎月10,000円以上納付する誓約をする。平成26年、平成27年収納推進室職員に協力を得て滞納額の一部納付を確認したが、その後納付の確認ができず平成29年6月、11月、平成30年7月に未納保育料送付書を送付したが、納入確認ができず消滅時効になったものである。

次に伊佐保育園の件は、対象年度は平成23年度から平成24年度までの不納欠損額113,800円である。システムによると平成24年6月8日に一部納付により承認となっており時効を中断させている。平成25年2月に市外へ転出し、平成29年には県外に転出しているため、平成29年6月、11月に未納保育料納付書を送付するものの納入確認ができず消滅時効になったものである。

最後に光輪保育園の件であるが、対象年度は平成21年度から平成23年度までの不納欠損額455,660円である。平成24年10月2日に月初めに10,000円支払う誓約により時効を中断させている。平成29年から平成31年までは、滞納額の一部納付の確認ができたが、その後、納入確認ができず消滅時効になったものである。

エ 滞納処分について

イでも述べたとおり、督促を行っていなかったため、財産調査や滞納処分を実施することが出来ない状況であった。

オ 時効管理と不納欠損処理について

時効管理に必要となる台帳であるが、システムにおいて滞納状況の管理をされており、またデータにより滞納者との折衝記録も保存されていた。平成18年度から平成27年度までの債権について、消滅時効が到来した毎に不納欠損処理を行わず、令和4年3月31日で全ての滞納保育料の不納欠損処理が行われていた。

2 判断の理由

「1 事実関係の確認」で確認した事実を踏まえ、次のとおり判断する。

徴収、督促、催告、滞納処分、時効管理及び不納欠損処理について整理する。

保育料の徴収体制において、美祢・秋芳地域においては、保育料を保護者等が保育園に持参した後園長が金融機関へ納付し、美東地域においては、保護者等が納付書、口座振替により納付されていた。また、滞納分の保育料について収納推進室との連携により徴収されている実績もあった。

督促については、保育園と保護者等との信頼関係を重視したあまりに督促状の発送は行われていなかった。保護者等との信頼関係を重視することも理解できるが、自治法第231条の3第1項に基づき督促を行うことが規定されており、その後の滞納処分にも影響があることは容易に考えられ、督促状の送付を行わなかったことは、滞納整理事務を怠っていたと言わざるを得ない。

催告については、システム及び折衝記録等により、担当職員において訪問や電話等により催告を行い時効の中断となる納付誓約書を徴収し分納又は一部納付が確認できることから、催告を怠っていたとは言えない。しかしながら、この度の監査において、システムや利用料滞納整理簿等により、分納による時効の中断、訪問や電話等による催告等の滞納整理事務の形跡はあるが、重要書類である納付誓約書及び分納計画書の確認をすることができず、証拠書類の管理は杜撰と言わざるを得ない。

滞納処分については、処分の原則として、督促状の発送が必要不可欠であったにも関わらず、本件では督促状の発送をしていないことで財産調査、滞納処分が不可能となっていた。しかし、財産調査等により滞納分が納付に至っても各税、料の多重滞納がある場合、国税徴収法による一般的優先の原則として、第1優先は国税、次に市民税などの地方税、そして保育料となり、保育料の滞納分まで納付が可能であったとまでは言えない。

時効管理及び不納欠損処理について、時効管理はシステムにおいて、対象児童、調定年度毎に管理されており、利用料滞納整理簿で納付誓約状況、折衝の記録があった。不納欠損処理については、平成18年度から平成27年度までの債権について、消滅時効が到来した毎に不納欠損処理を行わず、令和4年3月31日で全ての滞納保育料の不納欠損処理が行われていたが、保育料は強制徴収公債権であるため、時効期間の経過で消滅するものであることから、時効が完

成した日の属する年度で不納欠損処理を行うことが基本であるとする。

本件において債権における滞納整理の落ち度はあったものの保育料の滞納整理事務を怠ったことにより市に損害を与えたとは言えない。

3 結論

以上のことから、保育料の徴収を怠る事実により美祢市に損害を与えたという請求人の主張には理由がないものと認め、保育料の徴収に携わった市職員に対し、消滅時効の期間の経過した保育料と同額を美祢市に弁償させるという主張を棄却する。

4 意見、要望

監査の結果は以上のとおりであるが、監査委員として、市長に対し、次のとおり意見、要望を述べる。

今回の住民監査請求を受けての調査の結果、滞納整理の基本となる事務が一部行われていないことが明らかとなった。

今後の対応として、債権管理は長期にわたる可能性があることから、当該課において懸案事項として把握し、事務引継ぎの徹底を図るとともに、文書取扱規程に基づく文書の整理等により記録の管理を徹底することに注力いただきたい。

更に、美祢市債権管理対策協議会において、市債権の収納率の向上及び債権管理の適正化を図り、滞納整理に関する関係各課の連携及び調整を密にし、公平公正で市民から信頼される債権管理事務を遂行されることを強く望むものである。